

第2部 基本構想

第 1 章 まちづくりの将来像

1 めざす将来像

紀美野町の空一面に広がる満天の星空、みどり豊かな風景、貴志川水系の清流など、紀美野町の自然は、住民誰もの誇りであり、ここに暮らす人々、訪れる人々にうるおいとやすらぎを与える最も大切な資源であることは、町が誕生して10年が過ぎた今も全く変わりはありません。人口の減少と少子高齢化をはじめとして、本町を取り巻く状況は厳しさを増していますが、本町はこれまでも、これからも、空・山・川の豊かな自然環境を守り生かし、次代に継承するまちづくりを、住民との協働を大切にしながら進めます。

そこで、本計画がめざす紀美野町の将来像は、第1次計画を引き継いで「空・山・川のふれあいのある 美しいふるさと」とします。また、この将来像の実現に向かって「住民と行政がともに力を合わせて地域協働で取り組むまちづくり」の深化と拡大に引き続き取り組むため、「住民活力でつくるまちづくり」のスローガンも継続して採用します。

空・山・川のふれあいのある 美しいふるさと ～住民活力でつくるまちづくり～

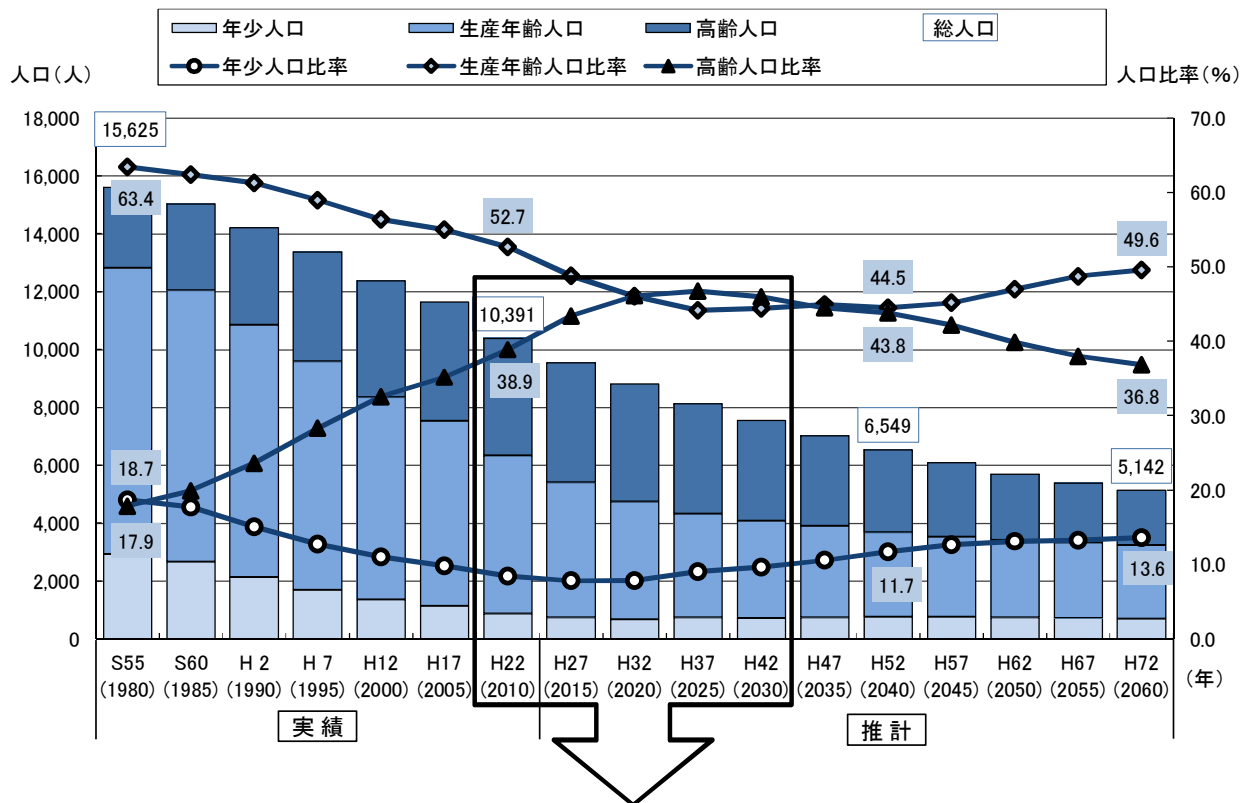
この将来像には、空・山・川の豊かな自然環境の中で、町内外の多様な人々が出会い、ふれあい、ともに支え合い、いきいきと活力にあふれる「美しいふるさと」を実現していきたいという願いが託されています。また、「住民と行政がともに力を合わせて地域協働で取り組むまちづくり」の深化と拡大とは、少子高齢化の進行による支援ニーズの拡大の一方で持続可能な町財政の確立という課題を踏まえ、介護・子育て・防災・定住促進等、これまでに取り組んできた住民と行政の連携によるまちづくりの活動を、さらに多くの分野に拡大するとともに、住民の主体的な取り組みのさらなる活性化を推進していこうとするものです。

本計画全体に共通するこうした考え方に基づき、これからの紀美野町のまちづくりを推進します。

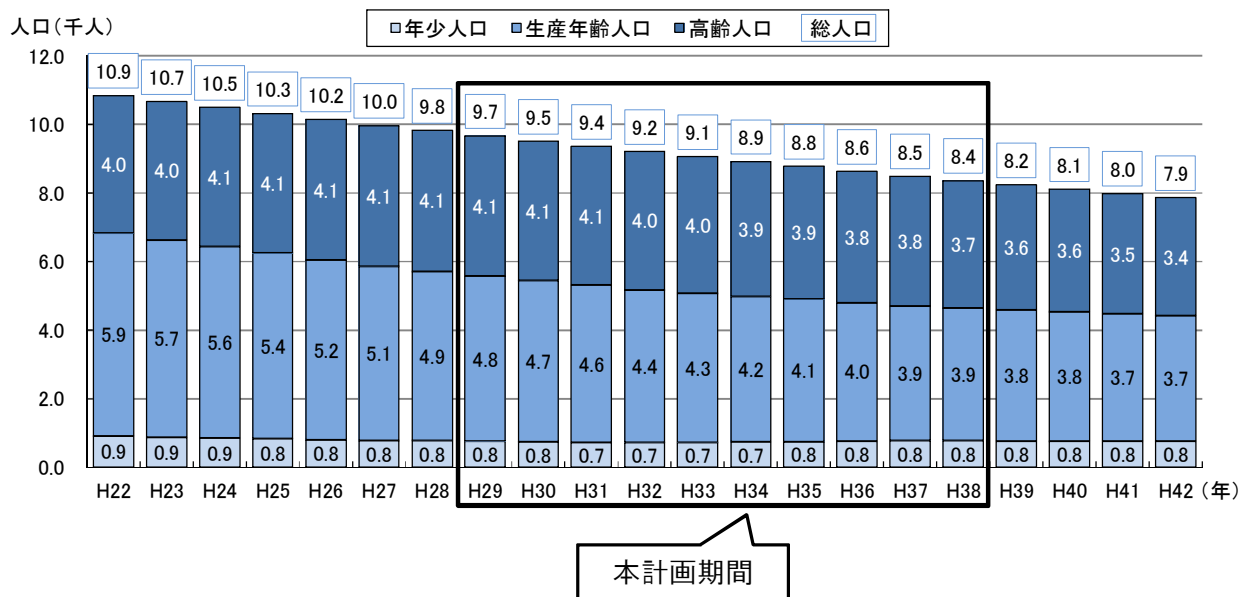
2 将来人口

平成 28 年（2016 年）に策定した紀美野町人口ビジョンでは、出生率の改善と転出入の改善により、平成 52 年（2040 年）に人口 6,500 人、平成 72 年（2060 年）に人口 5,000 人を維持することを掲げています（下記上図）。これは国勢調査ベースの数値であるため、毎年のデータの確認が容易な住民基本台帳人口に換算したグラフが下の図です。

■紀美野町人口ビジョン目標人口



■住民基本台帳人口に換算した目標人口



これによると、人口ビジョン達成のためには、住民基本台帳ベースで平成 33 年（2021 年）に人口 9,100 人、平成 38 年（2026 年）に人口 8,400 人を維持することが求められます。

このことから、本計画の目標人口を以下の通り定めます。

本計画における目標人口（住民基本台帳）

平成 33 年（2021 年）：9,100 人

平成 38 年（2026 年）：8,400 人

なお、平成 27 年 9 月末日現在の住民基本台帳人口は 9,642 人で、すでに人口ビジョンによる目標を上回るペースで人口減少が進んでいます。したがって、人口ビジョンの達成のためには、本計画期間中の人口維持の取り組みを成功させ、人口の減少を遅らせることが必須の課題となります。



きみのこども園



きみの定住を支援する会

第2章 まちづくりの基本方針

めざす将来像の実現に向け、まちづくりの基本方針と分野別の政策の大綱を次のように定めます。

基本方針1 みんなでつくるまちづくり（住民協働と行政改革）

分野1 住民協働の拡大と深化を進めます

これまで進めてきた住民協働の取り組みを、まちづくりのあらゆる分野に広げ、住民・地域・事業者・行政が、地域課題の解決にともに取り組みための環境整備を進めます。

住民の主体的な活動を引き出すような情報提供や支援を進め、住民活動の担い手の育成を図るとともに、住民参画を推進し、住民と行政が一体となったまちづくりを進めます。

分野2 活発な地域活動と地域交流を促進します

住民自治と地域協働の母体となる自治会などのコミュニティ組織の強化と活動を支援します。地域のつながりを深め、世代を超えた交流が図られるよう取り組むとともに、人権意識や男女共同参画意識の高揚を図ります。

分野3 行政改革を推進します

各種研修や人事諸制度の充実による職員の能力と資質の向上に努めるとともに、情報通信機器の高度利用による事務の効率化と住民サービスの向上を進めます。また、住民協働に対する町職員の意欲と能力を高め、ともにつくるまちづくりの先導役としての力量の向上を図ります。

予算や政策形成と連動した行政評価のシステムを確立し、政策遂行能力の向上を図るとともに、民間活力の有効活用や経費の削減を進め、財政の健全化と持続可能な自治体運営をめざします。

基本方針2 子育て・教育のまちづくり（子育て支援・生涯学習）

分野4 子育てしやすいまちづくりを進めます

子育て世帯の経済的支援やニーズに応じた保育サービスの充実等を通じ、子育てしやすいまちづくりを進めます。地域における交流や世代間交流を促進し、子どもが大切にされる地域の形成を進めます。

分野5 学校教育を充実させ、次世代を育成します

小学校・中学校及び関係機関の連携を強化し、一貫性のある教育を推進します。学校運営への地域住民の参加や地域教育資源の積極的な活用を行い、地域と一体となった学校づくりを進めます。

学校規模の適正化や校区の見直しを含め、安全で学習効果の高い教育環境を整え、児童・生徒の個性や社会の変化、地域課題などに対応した教育を推進するとともに、平等な教育機会の保障と確かな学力の育成を図ります。

分野6 生涯学習と文化・スポーツ活動の環境を整えます

地域課題の解決や地域交流の活性化につながる学習機会の提供を進め、さまざまな学習成果が地域社会・まちづくりに還元されるよう努めるとともに、住民の主体的な学習を支援します。

スポーツ施設の整備と有効利用を進め、各種スポーツ事業の充実と地域スポーツ組織の育成を図ります。また、本町の貴重な有形無形の歴史文化遺産の調査と適切な保全・継承に努めるほか、それらの情報発信と有効な活用を進めます。



基本方針3 福祉の充実したまちづくり（健康・福祉）

分野7 住民の健康を守り、育みます

住民の心身にわたる健康づくりに対する意識を高め、健康重視の生活を普及・定着させることによって、生活習慣病の予防や介護予防の充実を図ります。保健指導、各種健診・検診の体制強化を進め、各年代に応じた保健事業を充実させます。

中核病院の機能強化と各医療機関の連携などにより地域医療体制を充実させるとともに、緊急時の医療の確保など、多様な医療ニーズへの対応を進めます。

分野8 高齢者の福祉と介護の充実を進めます

介護サービスと高齢者福祉の充実を図り、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援等のサービスを受けながら暮らし続けられる、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みます。

高齢者の健康の保持・増進と地域社会への積極的な参画、能力活用を進め、高齢者の社会貢献と生きがいのある暮らしの推進に努めます。

分野9 障害者の生活支援と社会参加を推進します

障害者の自立と社会参加に向けた支援や福祉サービスを充実させるとともに、生涯を通じた生活の安定をめざします。

教育・就労・地域活動等の幅広い分野において、障害者の参画を阻害する社会的障壁^{※1}の除去に取り組みます。また、障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮^{※2}の提供について、周知と啓発を推進します。

※1 社会的障壁：障害者が日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物・制度・慣行・観念等のこと。

※2 合理的配慮：社会的障壁を取り除くために、障害者に対し個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

分野10 助け合い、支え合う地域福祉を推進します

住民相互で支え合う意識の高揚や福祉ボランティアの確保・育成などにより、社会福祉協議会を中心に、地域福祉の推進体制の充実を図ります。また、生活困窮世帯やひとり親世帯等への援助と自立支援を行います。

基本方針 4 安心・安全で住み良いまちづくり (生活基盤・防災)

分野 11 交通・情報のネットワークを整備します

町内外の交流を活発化する広域幹線道路網の整備を促進するほか、町内各地区の道路交通の円滑化と安全・快適な道路環境づくりを進めます。既存公共交通機関の路線の維持と利便性向上を図る一方、全町的な視点から多様な交通手段の確保に取り組み、交通弱者の支援に努めます。

また、現代生活に不可欠な情報通信基盤の整備拡充と有効利用を促進し、情報通信の円滑化と住民サービスの向上を進めます。

分野 12 自然と調和した生活環境を形成します

定住を促進する住宅の整備を進め、宅地の販売を促進します。安全で良質な飲料水を安定的・効率的に供給できるよう、水道施設の整備を進めるほか、公共水域の環境を保全する下水道施設の事業運営、浄化槽普及への支援を図ります。

省資源・循環型社会の形成に向けたごみの減量化とリサイクル活動、やすらぎをもたらす公園の整備、景観整備や環境美化活動など、豊かな自然と調和した生活環境の創出を進めます。水源かん養機能など森林や農地の公益的な機能の維持や防災に留意しつつ、秩序ある土地利用を進めるとともに、CO₂排出量の削減など地球環境問題に対応した環境負荷の低減に取り組み、本町の空・山・川の豊かな自然環境を保全・継承します。

分野 13 安全な暮らしを確保します

すべての住民が安全で安心して暮らせるよう、山地や河川の保全・防災対策を進めます。消防・救急・救助体制の充実と消防団の機能強化を図るとともに、さまざまな災害の発生に備え、情報通信体制や災害資機材の充実、避難場所等の整備、自主防災組織の強化や災害弱者の支援体制の確立を推進します。

また、交通事故や犯罪から住民を守るため、道路環境の改善や適切な情報提供に努めるとともに、交通安全や防犯に関する住民主体の取り組みを支援します。

基本方針5 活力ある産業のまちづくり（産業振興・観光）

分野 14 環境と共生し付加価値を生み出す農林業を育てます

農地の保全と生産効率の向上、農業経営の支援と生産組織の育成、生産技術の向上と付加価値の高い農産物の生産・流通の強化等により、若年世代にとって魅力的な農業経営基盤の確立に努め、担い手の確保と耕作放棄地の解消をめざします。地産地消の推進などにより、自給型・小規模農家の農業生産が維持できる環境整備を進めます。

林業については、適切な施業を促進し、森林の保全と豊かな森林資源の育成に努め、経済的価値の向上と公益的機能の強化を進めます。また、農林漁業と観光・交流との連携を図り、環境・体験学習や食育、観光・交流、生きがいつくりなど、農林業が持つ多面的な機能を活用します。

分野 15 まちに賑わいをもたらす商工業・観光を振興します

定住を促進する環境づくりに不可欠な商業機能を維持していくための支援に努めるとともに、多様な消費ニーズと環境変化に対応した商業活動を促進します。

また、既存工業の技術・製品開発や経営安定化を促進するとともに、環境負荷の少ない企業・事業者などの誘致に取り組みます。

豊かな自然や特色ある歴史文化などを生かした観光事業や、農業基盤を生かした農家民泊等の体験交流プログラムを開発・強化し、自然豊かな紀美野町のPRと定住促進事業への接続を図ります。

分野 16 創業支援と雇用の場の確保に取り組みます

町が有する地域資源を生かした内発型産業や、地域課題の解決に取り組むコミュニティ・ビジネス等、地域の活性化と雇用の創出につながる創業の支援を行います。

また、産業振興と定住促進や交流事業とを連携させ、町内産業の担い手の確保と定住者の雇用の場の創出に取り組みます。



生石高原



柿の収穫



みかんの収穫

